

みやしろ健康福祉プラン — 障がい者編 —

第4期障がい福祉計画

宮代町

平成27年3月



あいさつ



今日、私たちを取り巻く社会は、人口の減少、少子高齢化が顕著になり、これまで以上に福祉、介護の役割が大きくなってきている一方で、さまざまな福祉課題、地域課題にも直面しています。

障がい者施策においては、平成18年に障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）が施行され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することとなりました。

宮代町では、これまで障がい者基本計画、障がい福祉計画を策定し、障がい者福祉の基本理念（将来像）を「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」と掲げ、高齢者福祉や介護保険事業など関連施策との連携を図りながら、障がいのある人を支える障がい者施策を展開してきました。

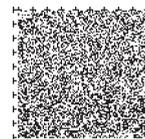
今回、法、制度の動向や本町における施策の課題等を踏まえながら、障がいのある人の日常生活、社会生活を支えるものとして、「みやしろ健康福祉プランー第4期宮代町障がい福祉計画ー」を策定しました。

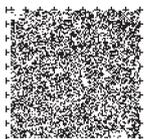
今後は、本計画に基づき、障がいのある人が安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等による支援を行い、障がいのある人もない人も、この宮代町に住むすべての人がともに生き、ともに支え、その人らしい生き方が実現できるよう各種施策を取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

宮代町長 榎本 和男





第4期障がい福祉計画 目次

第1編 総論

第1章 計画策定の概要

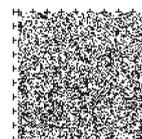
1 宮代町障がい福祉計画策定の趣旨	1
2 計画の特徴	2
3 計画の法的な位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と方法	4
6 計画の進行管理（PDCAサイクルによる計画の進行管理）	5

第2章 障がい者等の現状

1 人口・世帯の状況	7
2 障がい者の状況	8
2-1 手帳所持者の状況	8
2-2 身体障害者手帳所持者の状況	9
2-3 療育手帳*所持者の状況	11
2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	12
2-5 通院医療費公費負担利用者の状況	13
2-6 難病*患者等の状況	15
2-7 障がい者の就労状況	16

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念	17
2 計画推進にあたっての基本的視点	18
3 計画推進にあたっての基本的な方針	19
4 計画推進にあたっての実行理念	20
4-1 計画推進のための行動指針	20
4-2 計画推進のための住民や地域団体等に期待する取り組み	20



第2編 第4期障がい福祉計画

第1章 目標値の設定と計画の体系

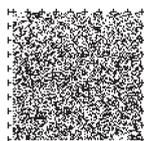
1 障がい福祉計画の目標値の設定	23
1-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	23
1-2 精神科病院からの地域生活への移行促進	24
1-3 地域生活支援拠点等の整備	24
1-4 福祉施設からの一般就労への移行	25
2 計画の体系	26

第2章 障害福祉サービス

1 障害福祉サービスの現状と今後の見込み	27
1-1 訪問系サービス	27
1-2 日中活動系サービス	27
1-3 居住系サービス	31
1-4 指定相談支援	32
2 障害福祉サービスの必要な見込量の確保のための方策	33
2-1 「そうだん」をつなげる	33
2-2 「すむ」をつづける	34
2-3 「くらす」をささえる	35
2-4 「はたらく」をひろげる	36

第3章 地域生活支援事業

1 必須事業	37
1-1 必須事業の現状・今後の見込みと見込確保のための方策	37
2 任意事業	43

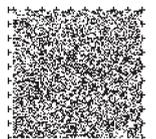


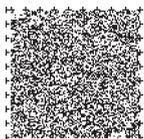
資料編

1	例規	45
1-1	みやしろ健康福祉事業運営委員会条例	45
1-2	みやしろ健康福祉プラン策定委員会設置規程	47
2	委員名簿	49
2-1	みやしろ健康福祉事業運営委員会委員	49
2-2	みやしろ健康福祉プラン策定委員会委員	50
3	障がい福祉計画策定経過	51
4	用語解説	52

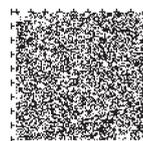
◆本計画書を読むにあたっての注意

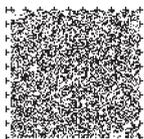
- ・本計画においては、法律名、法令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知等の名称、法律・条令等で使用されている用語、関係団体の名称、関係施設の名称などを除き、「障がい」と表記しています。
- ・本文中に使用している用語のうち、用語のうしろに「※」印のあるものは、資料編の用語解説において語句の意味を掲載しています。



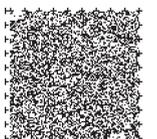


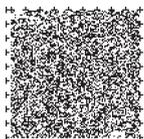
第1編 総論





第1章 計画策定の概要





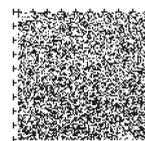
1 宮代町障がい福祉計画策定の趣旨

平成18年4月から、障がいのある人の「住み慣れた地域での生活」と自立した生活に向けた「就労支援」を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。同法の施行に伴い、各地方自治体には「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

これを受け、本町においても平成18年度に「第1期宮代町障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）」、平成20年度には「第2期宮代町障がい福祉計画（平成21年度～平成23年度）」、平成23年度には「第3期宮代町障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）」を策定し、障害福祉サービスの提供基盤の強化と町の障がい者福祉の推進体制の強化を図ってきました。

しかし、この間、障害者自立支援法で導入された「応益負担」の制度を巡っては当事者や関係者から批判の声が相次いだことから、国は同法を廃止し、新たな「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を平成25年4月に施行しました。法改正に伴い、制度の谷間を解消するとともに、障がい者の範囲に難病^{*}等を加え、障がいのある人が生活していく上での障壁を除去し、日常生活及び社会生活を総合的に支援できるようになったことを踏まえ、今回の「第4期宮代町障がい福祉計画」を策定しました。

本計画は、障がいのある人が安心して暮らすために必要な障害福祉サービスの必要量を見込むとともに、見込量を確保するためのサービス提供基盤の計画的な整備を推進することで、住み慣れた地域での生活支援と、就労に向けた支援の強化を図ることを目的としています。また、平成29年度までの具体的な目標を定めながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。



2

計画の特徴

① 地域社会全体で障がいのある人を支える活動に取り組むための計画・・・・・・・・

障がい者基本計画・障がい福祉計画は、町の保健福祉行政指針としての役割はもとより、行政と住民が一体となって、支援の必要な障がいのある人を支えるとともに、障がいのある人自らが地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加するための指針としての役割をもっています。

また、障がいのある人をはじめとした住民、関係団体、社会福祉事業者等については、共通の理念に基づいてそれぞれが主体的に活動を発展させていくことを期待するものです。

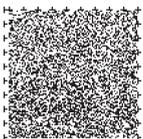
② 目標達成度による評価（重点的な事業の設定）・・・・・・・・・・・・・・・・

計画の実行性を高め、効果的な事業を推進する観点から、実施事業の有効性を評価しながら、次の事業展開を図るための進行管理を行います。

特に、重点的に取り組む事業においては、年度ごとに取り組み方針と取り組み時期を設定しました。

③ 地域福祉の推進を展望した計画・・・・・・・・・・・・・・・・

「みやしろ健康福祉プラン」は、地域における福祉増進のために、今後の福祉行政において総合的な共通基盤となる「地域福祉計画」の考え方をふまえたものとなっています。



3 計画の法的な位置づけ

宮代町障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」を法的根拠とする計画であり、「みやしろ健康福祉プラン」の障がい者計画編として位置づけられます。

今回策定した宮代町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」を法的根拠とする計画であり、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するための計画となっています。

なお、障がい者基本計画は、障害福祉サービス等に関する実施計画である障がい福祉計画の内容を包含しています。

障がい者基本計画

【根拠法令】

- ・ 障害者基本法

【計画の性格】

- ・ 障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画

【計画の主な内容】

- ・ 計画策定の概要
- ・ 基本構想

- 1 地域福祉の推進体制
- 2 サービス提供体制
- 3 福祉サービス
- 4 保健・医療サービス
- 5 教育（保育）・生涯学習
- 6 生活基盤
- 7 生活環境

障がい福祉計画

【根拠法令】

- ・ 障害者総合支援法

【計画の性格】

- ・ 福祉サービスの量と提供体制を確保するための実施計画

【計画の内容】

(1) 障害福祉サービス

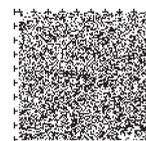
- ・ 年度毎、サービス種類毎の見込量
- ・ 見込量確保のための方策

(2) 相談支援

- ・ 年度毎、サービス種類毎の見込量
- ・ 見込量確保のための方策

(3) 地域生活支援事業

- ・ 年度毎、サービス種類毎の見込量
- ・ 見込量の確保のための方策



4 計画の期間

障がい福祉計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とします。

年 度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
障がい者基本計画	第4期計画 【平成24～28年度】					
障がい福祉計画	第3期計画 【平成24～26年度】			第4期計画 【平成27～29年度】		

5 計画の策定体制と方法

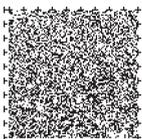
- ① **みやしろ健康福祉事業運営委員会**

障がいのある人をはじめ、広く住民のニーズや民間事業所、関係機関の実情等を本計画に的確に反映させ、計画策定の過程を開かれたものとするために公募による住民の代表者や幅広い関係機関が参画する「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において計画内容の協議を行いました。
- ② **庁内関係各課に対する意向把握調査**

障がいのある人にかかる施策の相互連携を図るため、庁内関係各課に対し、施策の実情や今後の方針等の意向把握調査を実施しました。
- ③ **みやしろ健康福祉プラン策定委員会**

庁内においては、各課の施策の連携を図るため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会にて検討しました。
- ④ **アンケート調査及びヒアリング調査**

障がいのある人をめぐる現状・問題点やニーズ等を的確に把握し、具体的な施策の検討を行うため、障がいのある人やその介助者に対するアンケート調査、関係団体等に対するヒアリング調査を実施しました。さらに、幅広く住民の方の意見を取り入れた住民総意の計画となるよう、パブリックコメントを実施しました。



6 計画の進行管理（PDCAサイクルによる計画の進行管理）

計画の進行にあたっては、「みやしろ健康福祉事業運営委員会」と協働し、重点事業を中心に施策・事業の進捗実施状況の点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映していきます。

（障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）

基本指針

- 障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示。

計画 (Plan)

基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保策等を定める。

改善 (Act)

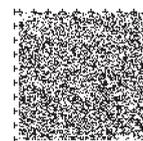
- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施する。

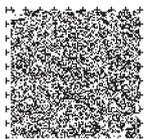
実行 (Do)

- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施する。

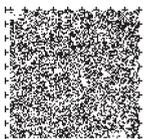
評価 (Check)

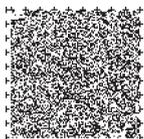
- 成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、みやしろ健康福祉事業運営委員会の意見・評価を受け、その結果について公表する。
- 活動指標について、頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。





第2章 障がい者等の現状





1 人口・世帯の状況

本町の人口は、ここ5年間は横ばいから緩やかに増加に転じ、平成25年には33,221人となっています。一方、世帯数は微増する傾向にあり、一世帯当たり人員は減少傾向にあります。

年齢3区分別の人口推移をみると、64歳以下の人口は減少し続ける一方で、65歳以上の人口が増加し続けており、平成25年の総人口に占める割合（高齢化率）は28.7%と、約4人に1人以上が高齢者の割合となっています。

図2-1 人口・世帯数の推移

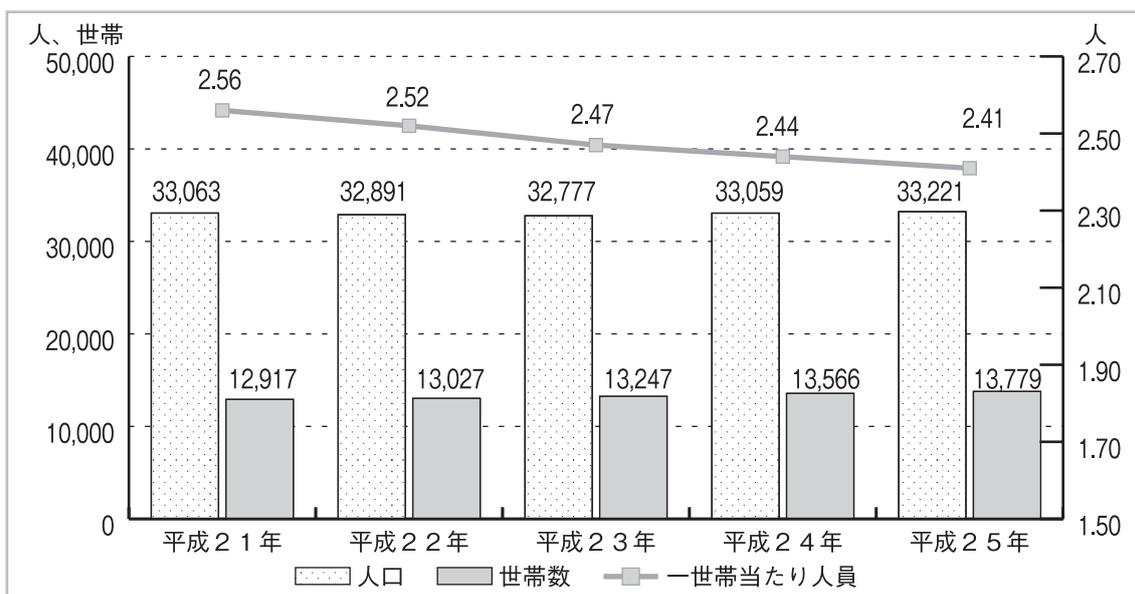
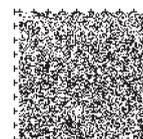
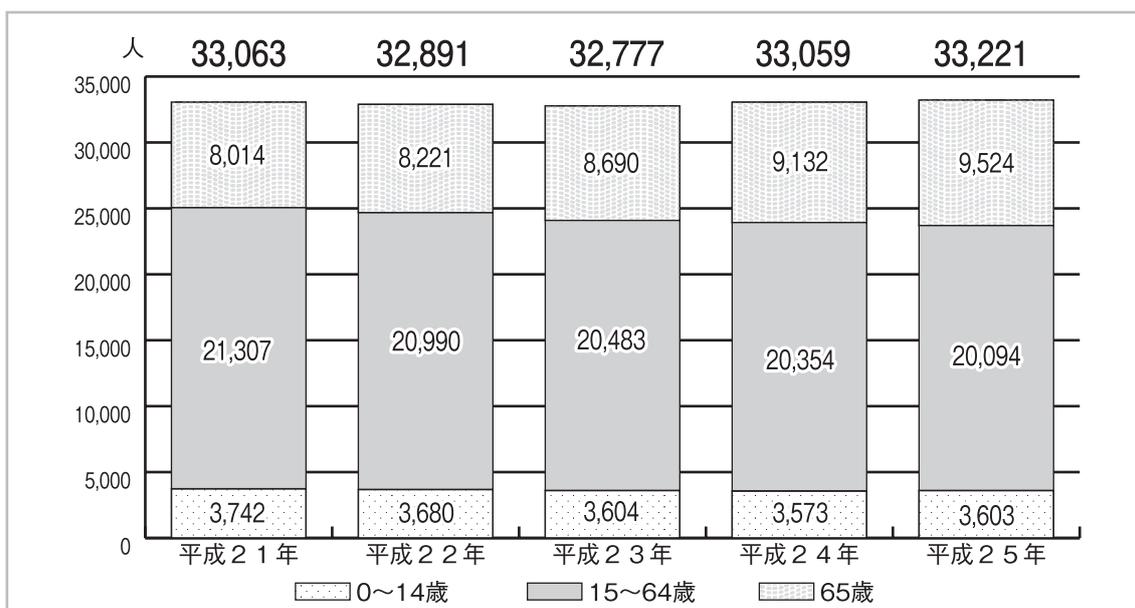


図2-2 年齢3区分別人口の推移



2 障がい者の状況

2-1 手帳所持者の状況

本町の障がい者数は、平成26年3月時点で身体障がい者が1,002人、知的障がい者が215人、精神障がい者が196人、難病*患者等が200人となっており、総人口に占める割合は3障がい（難病*患者等含む）合わせて4.9%となっています。各障がいの人数を年齢別でみると、身体障がい者は65歳以上が71.5%、知的障がい者では18～64歳が72.1%、18歳未満が20.0%となっています。精神障がい者では18～64歳が81.1%、難病*患者等では18歳～64歳が50.5%、65歳以上が49.0%の割合となっています。

表2-1 年齢別障がい者数

区分	総数		18歳未満		18～64歳以下		65歳以上	
	人	対人口比	人	%	人	%	人	%
身体障がい者	1,002	3.0	12	1.2	274	27.3	716	71.5
知的障がい者	215	0.6	43	20.0	155	72.1	17	7.9
精神障がい者	196	0.6	4	2.1	159	81.1	33	16.8
難病*患者等	200	0.6	1	0.5	101	50.5	98	49.0

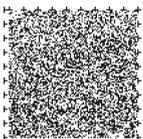
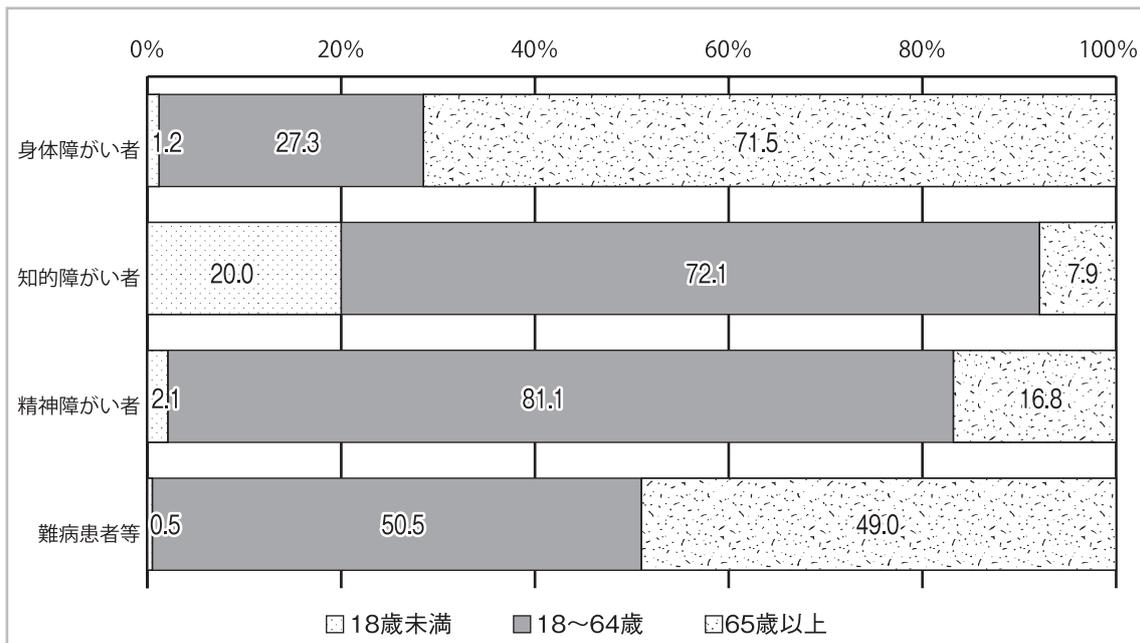
資料：福祉課（平成26年3月31日現在）

※県リハビリテーションセンター社会福祉統計

※県立精神保健福祉センター精神障害者保健福祉手帳等級別集計表

※人口33,221人（平成26年4月1日現在）

図2-3 障がい別年齢3区分構成比

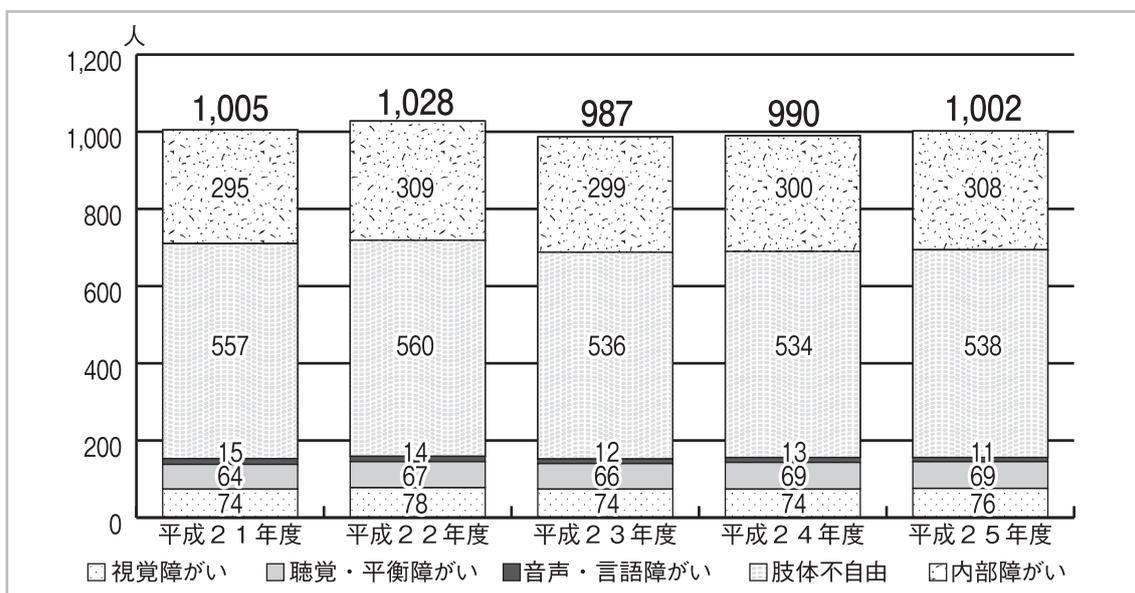


2-2 身体障害者手帳所持者の状況

本町の身体障がい者数はほぼ横ばいで推移しています。

部位別での推移では、音声・言語障がい*、肢体不自由*は緩やかに減少する傾向にありますが、ほかの障がいでは増加傾向にあります。人数の規模で見ると肢体不自由*だけで全体の半数以上の人数となっています。

図2-4 身体障害者手帳の推移（部位別）

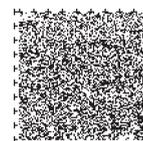


(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増減(21→25)
視覚障がい	74	78	74	74	76	2.7%
聴覚・平衡障がい	64	67	66	69	69	7.8%
音声・言語障がい*	15	14	12	13	11	▲26.7%
肢体不自由*	557	560	536	534	538	▲3.4%
内部障がい	295	309	299	300	308	4.4%
合計	1,005	1,028	987	990	1,002	▲0.3%

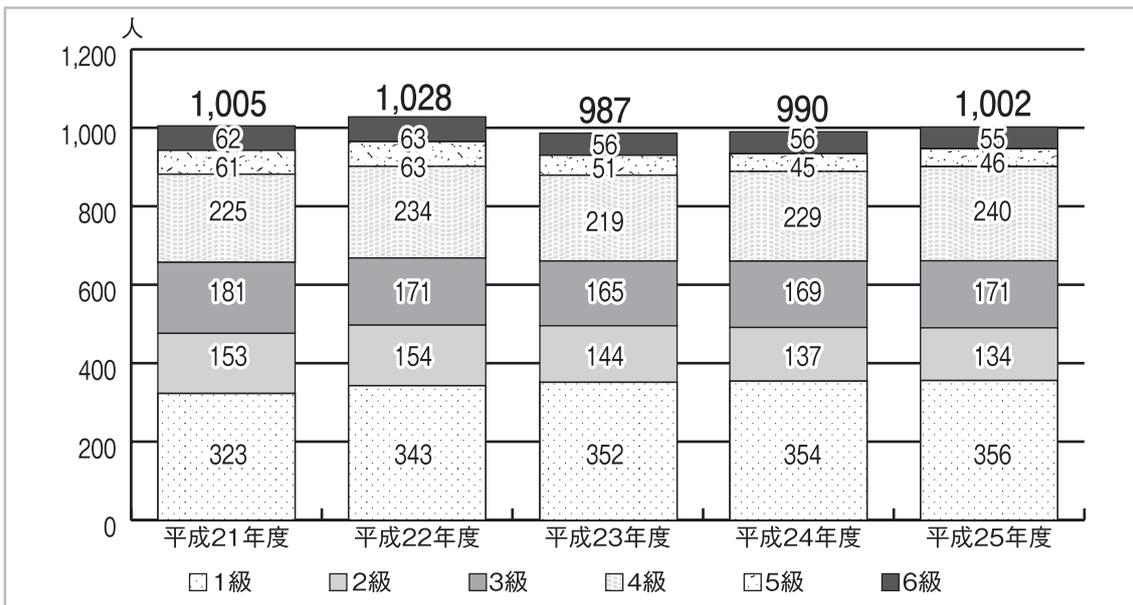
資料：福祉課（各年度3月31日現在）

※県リハビリテーションセンター社会福祉統計



身体障がい者数の等級別の推移をみると、1級と4級が増加しています。

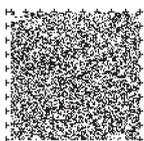
図2-5 身体障害者手帳の推移（等級別）



(単位：人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	増減 (21→25)
1級	323	343	352	354	356	10.2%
2級	153	154	144	137	134	▲12.4%
3級	181	171	165	169	171	▲5.5%
4級	225	234	219	229	240	6.7%
5級	61	63	51	45	46	▲24.6%
6級	62	63	56	56	55	▲11.3%
合計	1,005	1,028	987	990	1,002	▲0.3%

資料：福祉課（各年度3月31日現在）
※県リハビリテーションセンター社会福祉統計



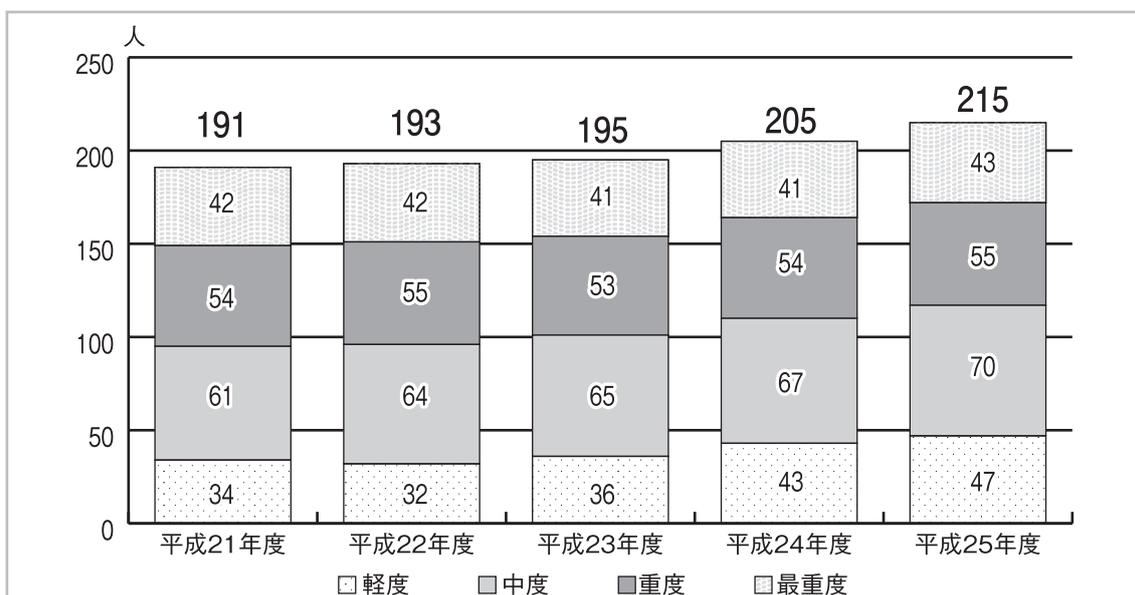
2-3 療育手帳[※]所持者の状況

本町の療育手帳[※]所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成21年度から平成25年度にかけて24人、率では12.6%の増加となっています。

障がい区分別での推移では、いずれの区分でも人数は増加しており、特に中度・軽度において増加が多くなっています。

また、年齢別では18歳以上の増加が高い伸びを示しています。

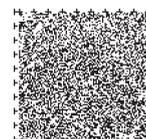
図2-6 療育手帳[※]所持者の状況



(単位: 人)

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	増減 (21→25)
障 が い 区 分	最重度	42	42	41	41	43	2.4%
	重 度	54	55	53	54	55	1.9%
	中 度	61	64	65	67	70	14.8%
	軽 度	34	32	36	43	47	38.2%
年 齢	18歳未満	41	43	39	42	43	4.9%
	18歳以上	150	150	156	163	172	14.7%
合 計		191	193	195	205	215	12.6%

資料：福祉課（各年度3月31日現在）
 ※県リハビリテーションセンター社会福祉統計

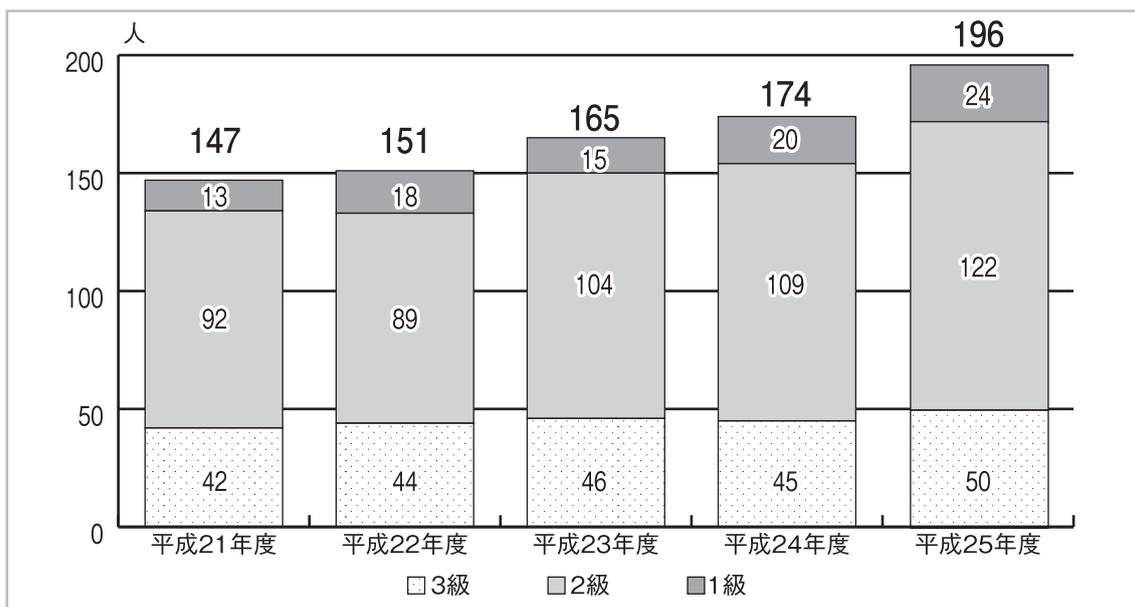


2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数をみると、年々増加する傾向にあり、平成21年度から平成25年度にかけて49人、率では33.3%の増加となっています。

等級別の推移では、いずれの等級も人数は増加しており、特に2級において増加が多くなっています。

図2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

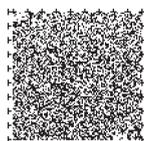


(単位：人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	増減 (21→25)
1級	13	18	15	20	24	84.6%
2級	92	89	104	109	122	32.6%
3級	42	44	46	45	50	19.0%
合計	147	151	165	174	196	33.3%

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

※県立精神保健福祉センター精神障害者保健福祉手帳等級別集計表



2-5 通院医療費公費負担利用者の状況

通院医療費公費負担利用者の推移をみると、平成21年度から平成25年度にかけて69人、率では22.9%の増加となっています。

疾病別では、「統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい」と「気分障がい」において増加が顕著となっています。また、同2項目で全体の77.8%を占めています。「神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい」も微増の傾向にありますが、その他の疾病についてはほぼ横ばいでの推移となっています。

表2-2 通院医療費公費負担利用の推移（疾病別）

(単位：人)

疾病名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	増減 (21→25)
症状性を含む器質性精神障がい	12	14	18	19	16	33.3%
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	8	7	6	6	6	▲25.0%
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	136	137	143	138	157	15.4%
気分障がい	104	109	115	125	131	26.0%
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	15	19	20	15	18	20.0%
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群*	1	2	2	1	1	-
成人の人格及び行動の障がい	1	1	1	2	3	200.0%
精神遅滞	3	4	5	6	6	100.0%
心理的発達の障がい*	2	4	4	5	8	300.0%
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい及び特定不能の精神障がい	0	0	0	1	2	-
てんかん	17	16	14	15	17	-
その他の精神障がい	0	0	0	0	0	-
分類不能	2	2	3	4	5	150.0%
合計	301	315	331	337	370	22.9%

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

※県立精神保健福祉センター精神障害者保健福祉手帳等級別集計表

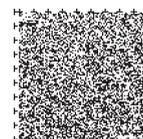
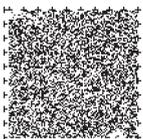
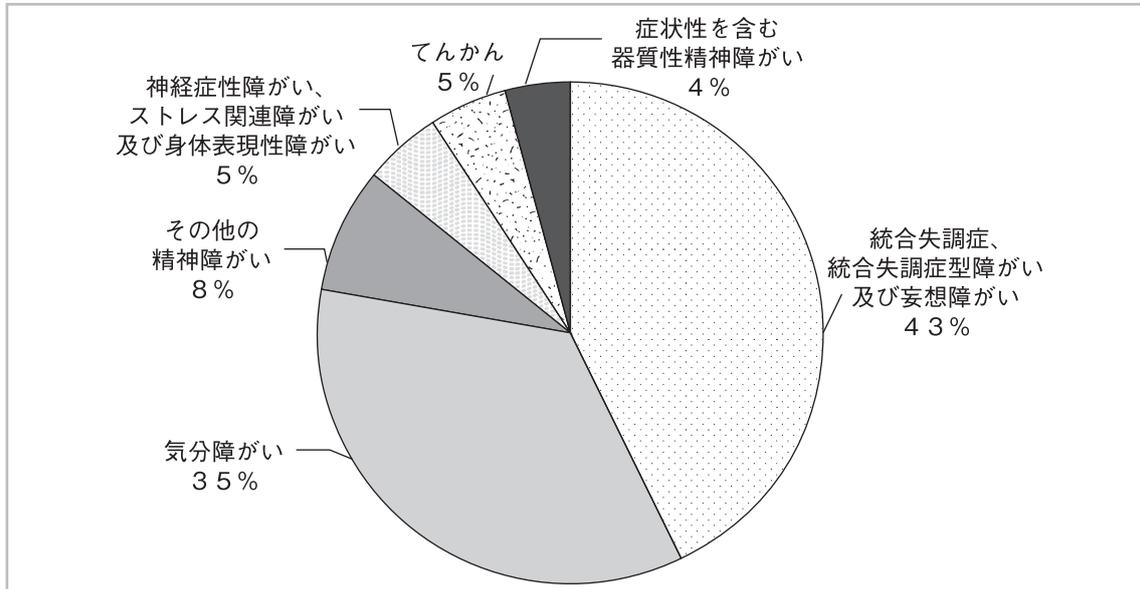


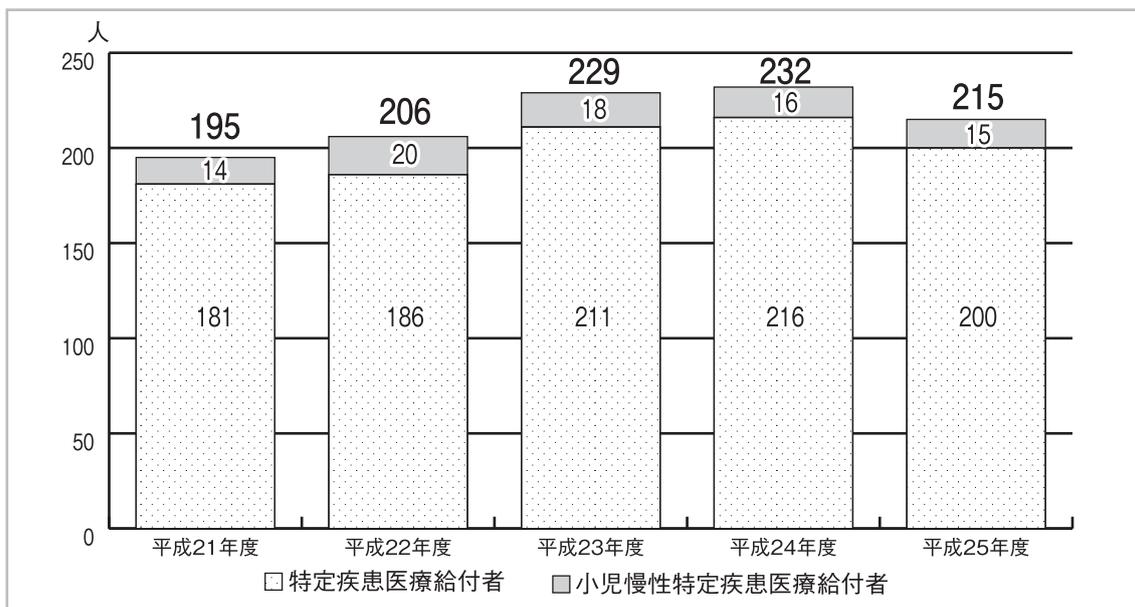
図2-8 通院医療費公費負担件数の構成比（平成25年度）



2-6 難病^{*}患者等の状況

特定疾患医療給付^{*}者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成21年度から平成25年度にかけて19人、率で10.5%の増加となっています。小児慢性特定疾患医療給付^{*}者数の推移は、年度により増減があるものの、ほぼ横ばいでの推移となっています。

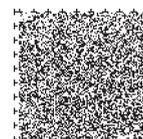
図2-9 難病^{*}疾患医療給付等の推移



(単位:人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	増減 (21→25)
特定疾患医療給付者	181	186	211	216	200	10.5%
小児慢性特定疾患医療給付者	14	20	18	16	15	7.1%

資料：福祉課（各年度3月31日現在）
 ※県リハビリテーションセンター社会福祉統計



2-7 障がい者の就労状況

特別支援学校[※]高等部卒業生（本町在住）の卒業後の進路について、過去5年間の状況を見ると「就職」が3人（17.6%）、「施設・医療機関」が14人（82.3%）となっています。高等部から就職する割合は、国とほぼ同程度となっています。

表2-3 特別支援学校[※]高等部の卒業生の進路状況

(単位：人)

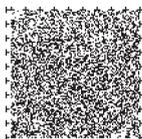
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	累計 (21→25)
進学	0	0	0	0	0	0
教育訓練期間等	0	0	0	0	0	0
就職	0	1	1	0	1	3
施設・医療機関	3	3	3	2	3	14
その他	0	0	0	0	0	0
合計	3	4	4	2	4	17

表2-4 特別支援学校高等部の卒業生の進路状況（国比較）

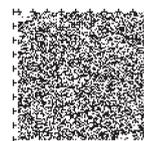
(単位：%)

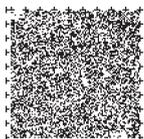
	町（21年度～25年度累計）	全国（平成23年度末）
進学	0.0	2.7
教育訓練機関等	0.0	2.5
就職	17.6	25.0
施設・医療機関	82.4	66.6
その他	0.0	3.2

資料：福祉課（各年度3月31日現在）、国データは文部科学省より



第3章 計画の基本理念



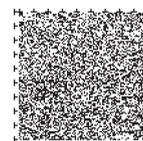


1 計画の基本理念

「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」

本町では、「ともに ふれあい 生きる やさしさとおもいやりのみえるまち」を福祉社会の将来像として、障がい者福祉、高齢者福祉や介護保険事業等の関連する福祉施策の連携を強化しながら、福祉のまちづくりを進めてきました。また、前回の障がい者基本計画では、「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」を障がい者福祉の基本理念（将来像）に掲げ、障がいのある人が住みよいまちづくりを進めてきました。障がいのある人が、障がいがあることにより選択肢が狭まることなく、自分の生き方を自ら選択し、「自分らしく」過ごせることは障がい者福祉にとって普遍的な目標といえます。

そのため、今後も前回計画の基本理念である「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」を継承するとともに、基本理念を実現するための方針や施策体系の考え方も継承し、引き続き、このまちに住むすべての人がともに、“その人らしい生き方”を実現し、地域の中の暮らしをとおして、“互いに支えあいながら心を育ていける”まちづくりを進めていきます。



2

計画推進にあたっての基本的視点

本計画は、次の3つの視点を大切にしながら、一人ひとりの「心とところ」をつなげていきます。

(1) 安心して暮らせるまち

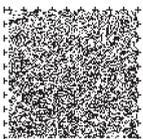
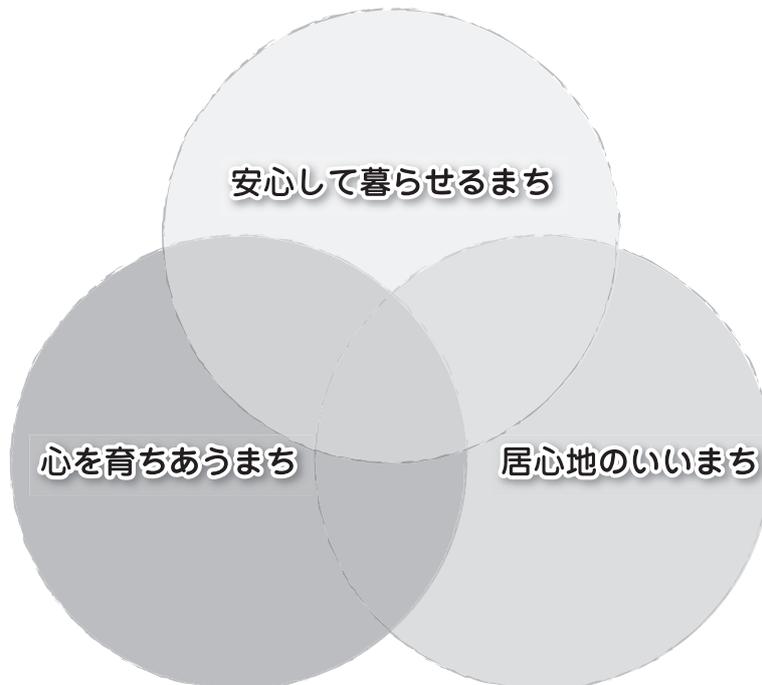
地域の暮らしに必要な“支え”をみんなで作くりながら、「安心して暮らせる」まちをめざします。

(2) 心を育ちあうまち

地域の暮らしの中で、出会い、ふれあい、かかわりあいながら、ともに「おもいやりの心を育ちあう」まちをめざします。

(3) いごごち(居心地)のいいまち

このまちに暮らすことで、「その人らしく輝いていける」まちをめざします。



3 計画推進にあたっての基本的な方針

本計画がめざす「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」を実現するための施策の基本方針は次のとおりとします。

(1) 「そうだん」をつなげる

身近なところで、一人ひとりの生き方を受け止め「すむ」「くらす」「まなぶ」「はたらく」へつなげていく相談体制を構築します。

(2) 「すむ」をつづける

住み慣れた地域でそれぞれの「すむ」を続けていけるよう、居住機能を中心とした施設の町内誘致や、自立支援、地域移行支援を進めていきます。

(3) 「くらす」をささえる

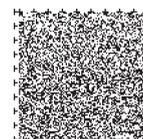
さまざまな主体による支援の重層的な取り組みを図り、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

(4) 「ともにまなぶ」をすすめる

この地域で障がいのあるなしにかかわらず、ともに育ち、ともに学ぶことを大切にしていきます。

(5) 「はたらく」をひろげる

それぞれの特性や能力に応じた働き方を地域に広げていけるよう、関係機関一体となって取り組めます。



4 計画推進にあたっての実行理念

4-1 計画推進のための行動指針

「障がいのある人が、地域の中であたりまえに暮らしている」社会の実現をめざし、その目標達成のための行動指針を次のとおり掲げます。

自 助：自分ができることを実現していきます。

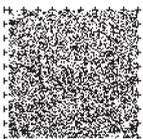
共 助：お互いに理解し、支えあい、協働していきます。

公 助：地域社会に必要な施策を総合的に実施していきます。

4-2 計画推進のための住民や地域団体等に期待する取り組み

「障がいのある人が、地域の中であたりまえに暮らしている」社会を実現していくためには、自助、共助、公助の行動指針のもと、地域の中のすべての人がそれぞれの役割と責任を認識し、それぞれの力を発揮しながら結びつくことで、ともに支えあう地域を創りあげていく必要があります。

このため、住民や地域団体等に期待する協働の取り組みは、宮代町障がい者基本計画（第4期）において、施策の柱ごとに提示しています。



社会福祉の将来像

ともに ふれあい 生きる やさしさと思いやりのみえるまち

障がい者福祉の将来像（基本理念）

障がい者福祉施策の基本理念とめざす目標

このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく

安心して暮らせるまち

心を育ちあうまち

居心地のいいまち

計画推進にあたっての基本的な方向

重点的に取り組むべき事項

「そうだん」をつなげる

「すむ」をつづける

「くらす」をささえる

「ともにまなぶ」をすすめる

「はたらく」をひろげる

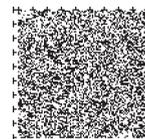
実行理念

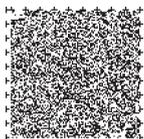
自助

共助

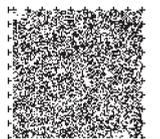
公助

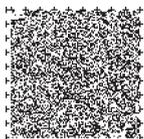
障がい者福祉施策推進の“原動力”



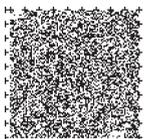


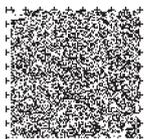
第2編 第4期障がい福祉計画





第 1 章 目標値の設定と計画の体系





1 障がい福祉計画の目標値の設定

1-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方

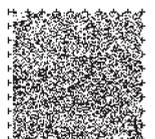
平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数から12%以上の数を地域生活へ移行することを基本として設定。

平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として設定。

宮代町の考え方

共同生活援助の整備等により、地域生活移行者数を6人と設定する。また、これに伴い施設入所者数の減少を見込みますが、施設入所の待機者などの状況も鑑み、削減見込を2人と設定する。

区 分	数 値
【基準値】平成25年度末（H26.3.31）の施設入所者数（A）	45人
【目標値】削減見込（ $A \times 4\%$ ）	2人
【目標値】地域生活移行者数	6人
【参 考】平成24年4月から平成26年10月までに地域生活に移行した人数	10人



1-2 精神科病院から地域生活への移行促進

国の考え方

入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とし、入院後1ヶ月時点の退院率を91%以上とする。また、1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少とする。

宮代町の考え方

国の指針を踏まえ、県が設定。県設定値が、1年未満入院者の平均退院率（76%）としたことから、同様に76%として設定する。

区 分	数 値
【基準値】入院1年後時点での退院率	76%

1-3 地域生活支援拠点等の整備

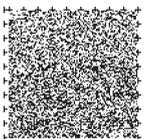
国の考え方

障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

宮代町の考え方

拠点となる施設の役割や機能等について、国から具体的に示されていないことから、現時点では設定しないものの、設置にあたっては地域自立支援協議会*で役割や機能等を議論し方向性を定めて整備する。

区 分	数 値
【基準値】平成29年度末の整備数	—



1-4 福祉施設から一般就労への移行

国の考え方

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とし、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末利用者から6割以上を増加。また、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情をふまえて設定。

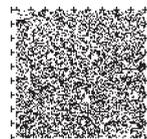
宮代町の考え方

町内のすべての事業所（3箇所）は、すでに就労移行事業所として運営されていることから、大幅な利用者増を見込めない状況であること、また、これまでの実績を鑑み、目標として、一般就労移行者数を8人、就労移行支援事業の利用者を10人と設定し、就労移行率が3割以上の事業所を5割以上として設定します。

区 分	数 値
【基準値】平成24年度の一般就労移行者数	5人
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	8人

区 分	数 値
【基準値】平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	8人
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	10人

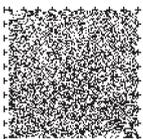
区 分	数 値
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%



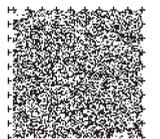
2

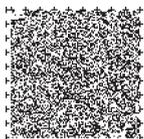
計画の体系

障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護
		自立訓練（機能・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A・B型）
		療養介護
		短期入所（ショートステイ [*] ）
		児童発達支援（医療型含む）
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム [*] ）
		施設入所支援
指定相談支援	指定計画相談支援	
	指定地域移行支援	
	指定地域定着支援	
地域生活支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業
		地域自立支援協議会 [*]
		基幹型相談支援センター
		成年後見制度 [*] 利用支援事業
		住宅入居等支援事業
	コミュニケーション支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	
	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	成年後見制度法人後見 [*] 支援事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	任意事業	



第2章 障害福祉サービス





1 障害福祉サービスの現状と今後の見込み

1-1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(障がい者基本計画：P77、78)

◇若干の増減はあるもののほぼ横ばいで推移するものと見込みます。

訪問系サービス	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用時間数 (時間/月)	293 216	341 216	367 252	370	370	376
利用者数 (人/月)	21 18	24 18	26 21			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

1-2 日中活動系サービス

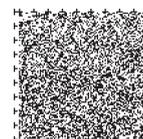
(1) 生活介護 (障がい者基本計画：P78)

◇施設入所者が生活介護を利用するものと見込んでいます。

◇特別支援学校*の卒業生の状況を考慮して、利用者が増加していくと見込んでいます。

生活介護	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人/月)	68 66	69 69	70 71	73	77	80
サービス量 (人日分)	1,346 1,452	1,399 1,518	1,469 1,562			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す



(2) 自立訓練（機能訓練）（障がい者基本計画：P 79）

- ◇身体障がい者施設利用者は全員が療護施設を利用しており、施設利用者の中では、対象者はないと見込まれます。
- ◇アンケート結果では、今後利用したい方が8%を占めており、特に障がい児では、15%を占めています。
- ◇ヒアリング等でも、医学的リハビリを継続して行うことができる場所を希望している声が多く、主に若年層及び障がい児層の利用意向が高いことから、今後も在宅の方で機能訓練を利用することが見込まれます。

自立訓練 (機能訓練)	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	0	2	2	2	2	2
(人/月)	0	0	1			
サービス量	0	4	31	44	44	44
(人日分)	0	0	22			

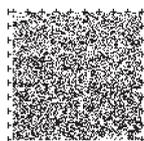
※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

(3) 自立訓練（生活訓練）（障がい者基本計画：P 79）

- ◇退院可能な精神障がい者及び地域移行をめざす障がい者が、地域生活への移行にあたり、生活訓練を利用するものと見込まれます。
- ◇アンケート結果から、今後利用したい方が10%を占めており、知的障がい者及び精神障がい者からの利用希望が高くなっています。
- ◇障がい児の利用希望が38%と高く、学校卒業後の進路先として考えている方も多いことから、今後は、施設利用者や在宅問わず、生活訓練を利用していくことが見込まれます。

自立訓練 (生活訓練)	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	17	13	11	12	12	12
(人/月)	8	9	7			
サービス量	341	285	256	264	264	264
(人日分)	176	198	154			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す



(4) 就労移行支援（障がい者基本計画：P 79）

◇就労支援にかかるサービスを利用している人は増加傾向にあります。

◇平成18年度からの利用実績の伸び率及び利用ニーズを考慮するとともに、地域生活移行、特別支援学校*の卒業生の進路等、就労支援の取り組みをふまえ、利用量は緩やかに増加していくと見込んでいます。

就労移行支援	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	9	9	8	9	10	10
(人/月)	11	9	11			
サービス量	178	157	154	198	220	220
(人日分)	242	198	242			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

(5) 就労継続支援（A型）（障がい者基本計画：P 80）

◇横ばいを見込んでいます。

就労継続支援 (A型)	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	2	4	6	6	6	6
(人/月)	1	1	4			
サービス量	41	80	120	132	132	132
(人日分)	22	22	88			

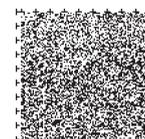
※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

(6) 就労継続支援（B型）（障がい者基本計画：P 80）

◇現在の利用状況と今後の利用見込みにより、横ばいで推移すると見込んでいます。

就労継続支援 (B型)	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	26	33	39	39	40	41
(人/月)	26	31	31			
サービス量	527	624	764	780	800	820
(人日分)	572	682	682			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す



(7) 療養介護 (障がい者基本計画：P 78)

◇増加を見込んでいます。

療養介護	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	2	3	3	4	6	7
(人/月)	3	3	3			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

(8) 短期入所 (ショートステイ*) (障がい者基本計画：P 82)

◇主な利用状況としては、介護者が不在の時等緊急時に利用する場合、施設入所をめざしている方が入所予定の施設に慣れるために利用する場合に多く利用されています。

◇増加傾向にあることから、今後も増えるものと見込んでいます。

短期入所 (ショートステイ*)	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	7	6	7	8	9	10
(人/月)	8	9	10			
サービス量	117	80	75	120	135	150
(人日分)	120	135	150			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

(9) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

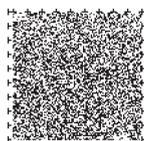
(障がい者基本計画：P 81)

◇主な利用状況としては、特別支援学校*へ通う障がい児が、学校が終わった後の時間で利用する場合、夏休み等の長期の休みに利用する場合に多く利用されています。

◇増加傾向にあることから、今後も増えるものと見込んでいます。

児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	9	13	18	19	21	22
(人/月)	2	2	2			
サービス量	70	123	176	190	210	220
(人日分)	-	-	-			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す



(10) 医療型児童発達支援（障がい者基本計画：P 81）

◇現在の利用者はないが、今後は増えるものと見込んでいます。

医療型 児童発達支援	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	1	0	0	1	1	1
(人/月)	-	-	-			
サービス量	5	0	0	22	22	22
(人日分)	-	-	-			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

1-3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム*）（障がい者基本計画：P 90）

◇施設入所から地域生活へ移行する際に、グループホーム*を利用する傾向にあります。

◇退院可能な精神障がい者が地域生活へ移行する時、グループホーム*を利用する傾向にあります。

◇アンケート結果では、グループホーム*の利用意向は高いものの、地域の中に受け皿が少ないため、新規利用が少ない状況です。ただし、今後の施設整備状況によっては、利用者数の増加が見込まれます。

共同生活援助 (旧共同生活介護含む)	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	12	13	12	13	14	15
(人/月)	13	14	15			

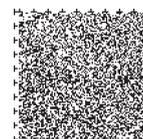
※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

(2) 施設入所支援（障がい者基本計画：P 90）

◇共同生活援助の整備等により、地域移行は進むものの利用状況は横ばいと見込みます。

施設入所支援	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	42	44	44	44	44	44
(人/月)	40	40	40			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す



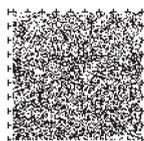
1-4 指定相談支援

(1) 指定相談支援（障がい者基本計画：P65）

- ◇障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービスを利用するすべてのサービス利用者のサービス等利用計画を作成していく必要があることから、障害福祉サービスの利用状況により利用者が大幅に増減することを見込んでいます。
- ◇施設入所者の地域生活移行者の人数、退院可能な精神障がい者の人数等を考慮し、地域移行相談支援の利用者は増加すると見込んでいます。
- ◇同居の家族による支援が受けられない障がい者の人数、地域生活移行者の人数等を考慮し、地域定着相談支援の利用者は増加すると見込んでいます。

指定相談支援	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援	7	77	69	17	112	56
(人/月)	4	8	12			
地域移行支援	0	0	0	2	3	3
(人/月)	3	3	4			
地域定着支援	0	1	1	5	7	10
(人/月)	2	3	4			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す



2

障害福祉サービスの必要な見込量の確保のための方策

障害福祉サービスの目標値の達成及び福祉サービスの必要な量の確保のための方策・事業を実施するため、計画期間の年度別行動計画を示します。

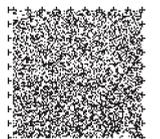
なお、取り組み時期については、他計画との整合を図りながら実施していきます。

「今後3年間の方針」欄における「新規・検討・充実・継続」の扱いは次のとおりです。

区分	内容
新規	27年度以降29年度までに新規に実施するもの、又は現在準備段階で27年度以降、29年度までに本格的に事業が開始されるもの
検討	制度・事業の見直しについて、検討段階にあるもの
充実	27年度以降29年度までに制度・事業の改善や見直しについて、今後見直しを予定して充実することが決まっているもの（回数増等）
継続	27年度以降29年度までに制度・事業の見直しの予定がなく、今後も継続していくもの

2-1 「そうだん」をつなげる

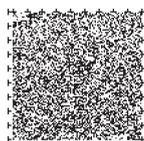
事業名	今後3年間の方針	取り組み時期			障がい者基本計画の位置づけ
		27年度	28年度	29年度	
施策 2-1-3 ① 相談の一元化 (重点事業)	○充実 ・相談支援事業者等関係機関との連携強化 ・ケアマネジメント※を活用した相談支援体制の充実 ・基幹相談支援センターの設置を検討（地域自立支援協議会※との調整）	検討・実施			P 6 5



事業名	今後3年間の方針	取り組み時期			障がい者基本計画の位置づけ
		27年度	28年度	29年度	
施策 2-2-1 ② 地域自立支援協議会*の実施 (重点事業)	○充実 ・ライフステージ*に応じた継続的な支援体制の推進 ・相談支援拠点機関の充実	実施			P 59

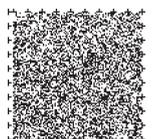
2-2 「すむ」をつづける

事業名	今後3年間の方針	取り組み時期			障がい者基本計画の位置づけ
		27年度	28年度	29年度	
施策 3-2-2 ① 施設入所・グループホーム*等の整備誘導 (重点事業)	○充実 ・空家、空室等を利用した事業の検討・調整 ・地域で多様な暮らし方のあり方を検討し、必要な支援の実施	検討・実施			P 91
施策 3-2-2 ② 体験型ステイ事業の実施	○継続 ・制度の利用促進	実施			P 91
施策 3-2-2 ③ 住宅入居等支援事業 (地域生活支援事業)	○継続 ・入居から生活が安定するまでのサポート体制の実施	実施			P 92



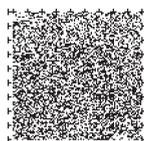
2-3 「くらす」をささえる

事業名	今後3年間の方針	取り組み時期			障がい者基本計画の位置づけ
		27年度	28年度	29年度	
施策 3-3-1 ① 障害福祉サービスの確保 (重点事業)	○充実 ・相談支援事業者との連携強化・サービス提供事業所との広域利用の推進	実施			P 9 4
施策 1-2-3 ① 支援ネットワークのしくみづくり (重点事業)	○充実 ・町内事業者との連携	実施			P 5 9
施策 1-2-3 ③ 見守り支援ネットワークの推進と地域単位での活動の支援 (重点事業)	○充実 ・虐待の早期発見のためのチェック機能を強化	実施			P 6 0
施策 1-1-1 ② 障がいに対する意識の向上・活動できる機会の充実	○継続	実施			P 4 7

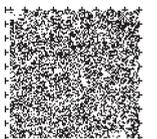


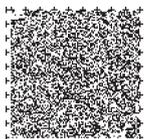
2-4 「はたらく」をひろげる

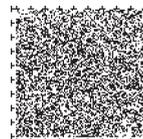
事業名	今後3年間の方針	取り組み時期			障がい者基本計画の位置づけ
		27年度	28年度	29年度	
施策6-1-1① 就労支援センター等の充実	○充実 ・障がい者支援施設や 就労支援事業者、企業等との連携強化	実施			P127
施策6-1-2① 障がい者の雇用の場の創出 (重点事業)	○充実 ・雇用の場の拡大 ・就労継続支援A型事業所への支援(組織体制の強化・利用者の確保等)	実施			P129
施策6-1-1② 就労訓練の場の提供	○充実 ・就労訓練の場の拡充	実施			P127
施策6-1-2② 福祉施設等の受注機会の拡大	○充実 ・福祉施設等への発注計画を策定し、計画的な発注の実施	実施			P130



第3章 地域生活支援事業







地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人及び障がいのある児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を市町村が実施するものです。

法令により必須とされている事業のほか、市町村の判断により任意に必要な事業を実施することができます。

1 必須事業

1-1 必須事業の現状・今後の見込みと見込確保のための方策

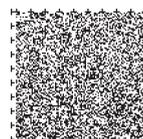
(1) 相談支援事業（障がい者基本計画：P65）

- ◇相談支援事業は、幸手保健所管内の久喜市・幸手市・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町の広域事業として実施しています。
- ◇管内の法人に委託して事業を実施しており、平成26年3月31日現在、5事業所が相談支援サービスを行っています。また、サービス等利用計画の策定する事業所は、2事業所となっています。
- ◇身体障がい・知的障がい・精神障がいの3障がい（難病*患者等含む）に対応した相談支援を実施しています。
- ◇相談支援事業とあわせて、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度*利用支援事業を実施しています。
- ◇基幹相談支援センターについては、地域自立支援協議会*等と調整の上、設置についての検討をしていきます。
- ◇成年後見制度*利用支援事業は、申立てにかかる支援や費用、後見人への報酬等において町が一部を助成・支援をする制度です。

相談支援事業	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
委託相談支援事業所 (委託箇所)	5	5	5	5	5	5
特定相談支援事業所 (指定箇所)	0	2	2			
基幹相談支援センター	情報収集 検討	情報収集 実施	検討 実施	検討	検討	実施
成年後見制度*利用 支援事業（人/年）	1	2	2			
	1	1	1	2	2	3

*第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

*特定相談支援事業所は、4市2町*で26年度16事業所の指定となっている

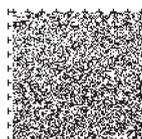


【確保のための方策】

①相談支援事業（障がい者基本計画：P65）	
現 況	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が一時的な相談窓口になるほか、広域的な連携（幸手保健所管内4市2町*）に基づき、相談支援事業所に事業を委託して実施 ・ 困難ケースについてはケア会議等を適宜実施 ・ 平成25年度延べ利用者 1,091人 ・ サービス等利用計画の推進及び質を向上させるため、新規事業所の指定及び調整会議の実施、研修会等の適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○充実 ・ 計画作成のための相談支援事業者の指定

②地域自立支援協議会*の実施（障がい者基本計画：P59）		☆重点事業
現 況	今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会、運営会議、調整会議、各部会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○充実 ・ ライフステージ*に応じた継続的な支援体制の推進 ・ 相談支援拠点機関の充実 	

③住宅入居等支援事業（障がい者基本計画：P92）	
現 況	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な連携（幸手保健所管内4市2町*）に基づき、相談支援事業所に事業を委託して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続



(2) コミュニケーション支援事業（障がい者基本計画：P83）

◇家族等の支援が受けられない状況が出てきたときに、利用する方が増えてくると見込まれます。

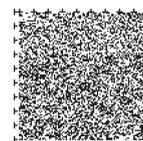
◇手話通訳者設置事業については、人材確保が難しいことから、一般利用の増減はないと見込みますが、平成28年4月施行（予定）の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）により、派遣の回数が増加すると見込んでいます。

コミュニケーション 支援事業	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業 (人/年)	24 12	20 12	24 24	24	28	32
要約筆記者*派遣事業 (人/年)	0 12	2 12	1 12	1	1	1
手話通訳者設置事業 (箇所)	0 0	0 0	0 0	0	1	1

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

【確保のための方策】

①コミュニケーション支援事業（障がい者基本計画：P83）	
現況	今後の方針
・ 埼玉聴覚障害者情報センターに委託して実施	○継続



(3) 日常生活用具給付等事業 (障がい者基本計画：P82)

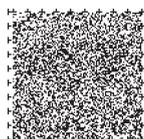
- ◇利用件数のほとんどが排泄管理支援用具（主にストーマ）です。
- ◇排泄管理支援用具（主にストーマ）は、年々利用者が増加しています。
- ◇自立支援用具も増加傾向にあります。
- ◇その他の支援用具は、横ばいに推移すると見込んでいます。

日常生活用具 給付等事業	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護訓練支援用具 (件/年)	3 1	3 1	8 1	8	8	9
自立生活支援用具 (件/年)	8 5	7 6	3 7	5	5	5
在宅療養等支援用具 (件/年)	0 1	0 1	5 1	1	1	1
情報・意思疎通支援 用具 (件/年)	2 2	3 2	1 2	2	2	2
排泄管理支援用具 (件/年)	102 90	96 100	120 110	130	140	150
居宅生活動作補助用 具 (件/年)	1 1	2 1	2 1	1	1	1

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

【確保のための方策】

①日常生活用具給付等事業 (障がい者基本計画：P82)	
現況	今後の方針
・日常生活用具等を購入した費用の一部又は全部を助成	○継続



(4) 移動支援事業 (障がい者基本計画：P85)

◇利用者数は横ばい傾向ですが、利用時間は増加傾向にあることから、同一利用者の利用時間が上がっているものと思われます。

◇利用時間の増加を見込んでいます。

移動支援事業	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	14	21	22	22	22	23
(人/月)	6	6	7			
サービス量	131	167	231	231	231	246
(時間/月)	100	120	140			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

【確保のための方策】

①移動支援事業 (障がい者基本計画：P85)	
現況	今後の方針
・移動の際の介助支援に要した費用の一部又は全部を助成	○継続

(5) 地域活動支援センター事業 (障がい者基本計画：P80)

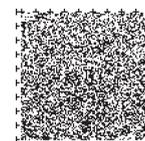
◇利用状況は安定しているが、今後、新規の地域活動支援センターの整備や利用者の活動状況により大きく変動していくことが考えられます。

地域活動支援センター事業	第3期実績			第4期見込		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	29	27	32	33	34	35
(人/月)	28	29	31			
宮代町内事業所数	1	1	1	1	1	1
(箇所)	1	1	1			
宮代町外事業所数	3	4	5	5	5	6
(箇所)	3	3	4			

※第3期実績の欄で、上段は実績、下段は第3期計画の見込量を表す

【確保のための方策】

①地域活動支援センター事業 (障がい者基本計画：P80)	
現況	今後の方針
・広域的な連携に基づき委託で実施	○継続



(6) 理解促進研修・啓発事業

◇障がいや障がい者への理解、制度等の普及啓発活動をこれまでどおり推進していきます。

【確保のための方策】

①心のバリアフリー [*] の推進（障がい者基本計画：P47）	
現況	今後の方針
・毎年12月の障害者週間 [*] に「こころをつなぐ展示会」を開催	○継続

②社会参加促進事業（芸術・文化講座）（障がい者基本計画：P87）	
現況	今後の方針
・障がい者団体の活動支援として、「福祉の店」を役場庁舎内に設け、活動報告、作品の展示・販売等を実施 ・毎年12月の障害者週間 [*] に「こころをつなぐ展示会」を開催	○継続

(7) 自発的活動支援事業

◇障がい者、家族等が自発的に行う活動に対する支援をこれまでどおり行っていきます。

【確保のための方策】

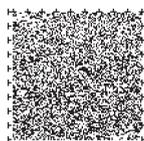
①自発的活動支援事業（新規）	
現況	今後の方針
・自発的な活動を行っている障がい者、家族等の団体に対し、活動の支援を実施	○継続

(8) 成年後見制度法人後見^{*}支援事業

◇今後、需要が高まってくることが想定されることから、事業のあり方、手法等について検討していきます。

【確保のための方策】

①成年後見制度法人後見 [*] 支援事業（新規）	
現況	今後の方針
・成年後見人の支援が必要な障がい者、高齢者に対し、適切な支援ができるよう、事業のあり方、制度の構築等を検討していく	○検討



(9) 手話奉仕員養成研修事業

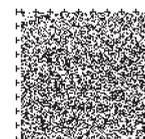
◇これまでどおり、養成講座を開催し、人材育成に努めていきます。

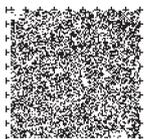
【確保のための方策】

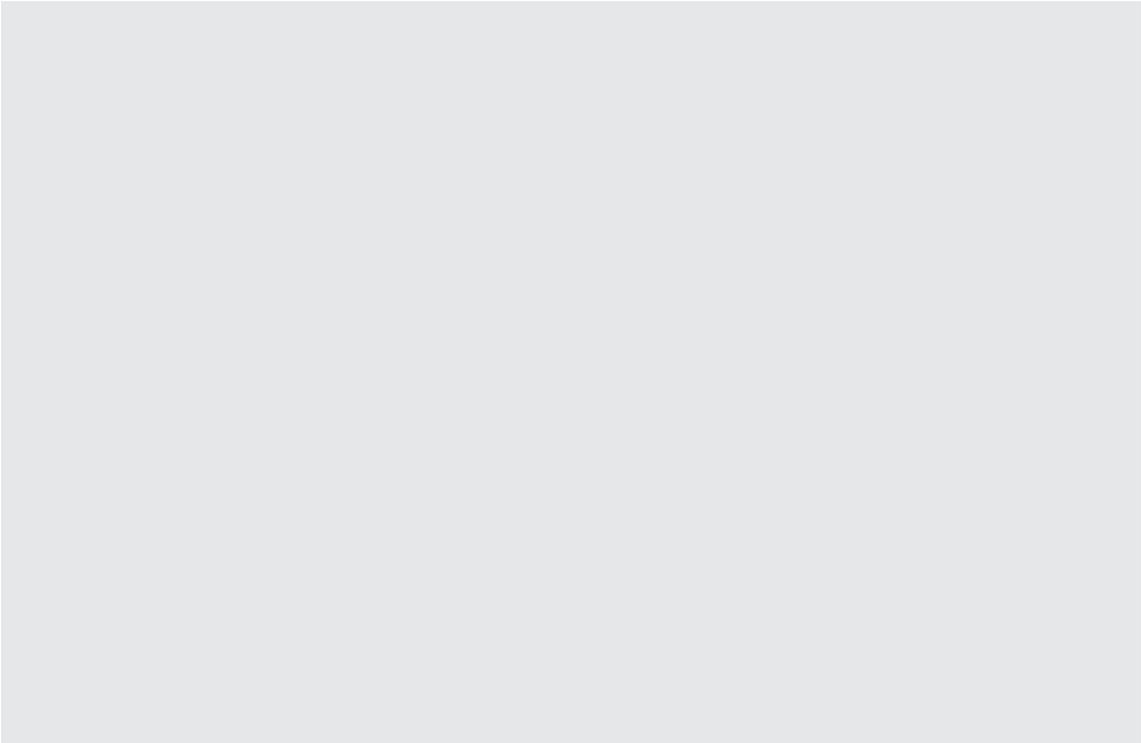
①社会参加促進事業(奉仕員養成研修事業) (障がい者基本計画:P71)	
現況	今後の方針
・入門・基礎・ステップアップ講座を適宜開催	○継続

2 任意事業

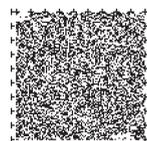
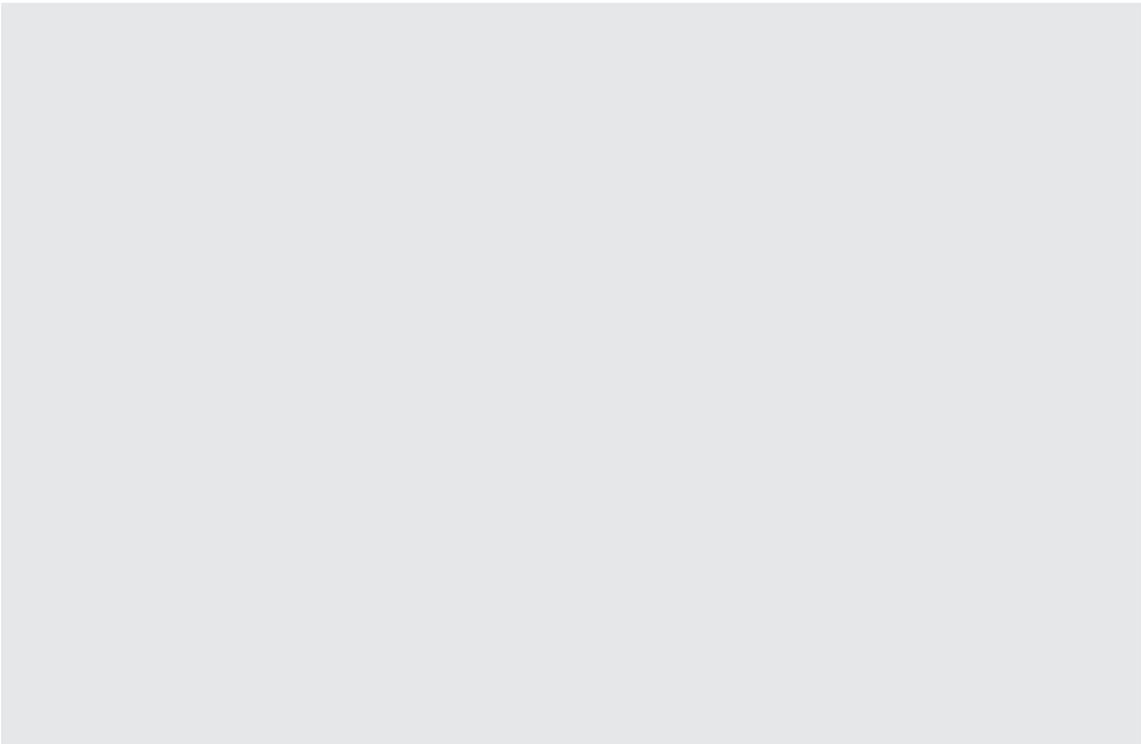
事業名	今後3年間の方針	障がい者基本計画の位置づけ
施策 3-1-3 ⑧ 在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業	○継続	P83
施策 6-1-1 ⑥ 就職支度金支給事業	○継続	P128
施策 6-1-1 ⑦ 知的障害者職親委託事業	○継続	P129
施策 3-1-3 ⑤ 日中一時支援事業	○継続	P82
施策 3-1-3 ⑩ 紙おむつ支給事業	○継続	P84
施策 3-1-5 ③ 社会参加促進事業 (スポーツ・レクリエーション教室)	○継続	P87
施策 3-1-5 ④ 社会参加促進事業(芸術・文化講座)	○継続	P87
施策 3-1-5 ⑤ 社会参加促進事業(点字・声の広報等発行)	○継続	P87
施策 3-1-5 ⑦ 社会参加促進事業 (自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成)	○継続	P88

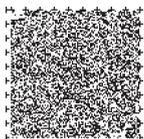






資料編





1 例規

1-1 みやしろ健康福祉事業運営委員会条例

(設置)

第1条 介護、健康及び福祉(以下「福祉等」という。)に関する施策を町民の意見を十分に反映しながら適正かつ円滑に実施するため、みやしろ健康福祉事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険法(平成12年法律第123号)第117条第1項の規定による介護保険事業計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による高齢者福祉計画、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定による障害者基本計画及び障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障害福祉計画を統合する計画(以下「みやしろ健康福祉プラン」という。)の策定又は変更に関する審議
- (2) みやしろ健康福祉プランに基づく事業運営の監視及び評価
- (3) その他福祉等に関する重要事項の審議

(組織)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから町長が任命する者をもって組織する。

- (1) 福祉等に関し識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) 関係行政機関に属する者
- (4) その他町長が特に必要と認めた者

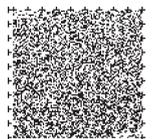
(定数)

第4条 委員の定数は、35人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。



(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(高齢者福祉部会及び障害者福祉部会)

第8条 第2条に規定する事項の専門的な検討を行うため、委員会に、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する高齢者福祉部会及び障害者福祉部会を置く。

2 高齢者福祉部会及び障害者福祉部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

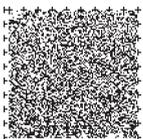
3 委員は、高齢者福祉部会及び障害者福祉部会の委員を兼ねることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課及び保険健康課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。



1-2 みやしろ健康福祉プラン策定委員会設置規程

(設置)

第1条 この訓令は、宮代町の障害者施策、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を円滑かつ計画的に推進することを目的とするみやしろ健康福祉プラン(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な調査・検討を行うため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基礎資料の収集及び町民意向の把握に関すること。
- (2) 現行計画の進行管理並びに事業計画との整合及び調整に関すること。
- (3) 計画策定についての調査研究に関すること。
- (4) 各種施策の評価及び立案に関すること。
- (5) 計画素案の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要となる事務。

2 委員会は、計画策定にあたり、関連する他の委員会及び懇話会等と連携を図り、計画内容その他必要事項の整合性に努めなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 宮代町課設置条例(平成6年宮代町条例第8号)第1条に掲げる課の長、議会事務局長、教育推進課長及び会計管理者

(委員長及び副委員長)

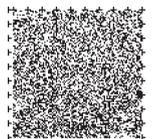
第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名する職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。



(作業部会)

第6条 委員会の補助機関として、みやしろ健康福祉プラン策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、委員会の指導及び助言の下に計画策定に必要な準備作業を行う。

3 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に、部会長及び副部会長2人を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会の招集)

第8条 作業部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(委員以外の者からの意見聴取)

第9条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者から意見等を求めることができる。

(町長の出席)

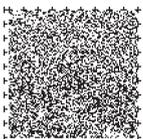
第10条 町長は、必要に応じ委員会に出席し、計画の策定に関し、指導及び助言等を行う。

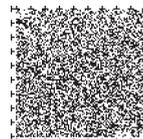
(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。



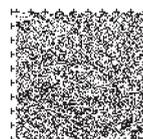


2 委員名簿

2-1 みやしろ健康福祉事業運営委員会委員

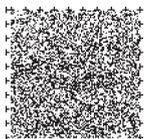
(敬称略)

区分	第3条の 該当分野	団体名等	氏名	部会	
福祉等に関し識見を有する者	第1号	宮代町民生委員・児童委員協議会	加藤 一雄	障害者・高齢者福祉部会	
	第1号	宮代町社会福祉協議会	松尾 敏明	高齢者福祉部会	
	第1号	宮代町手をつなぐ親の会	石井 昭子	障害者福祉部会	
	第1号	宮代町ひまわりの会	小林 次祥		
	第1号	精神障害者家族会 親和会 宮代支部	小林 瀏	高齢者福祉部会	
	第1号	きらりびとみやしろ	齋藤 亘弘		
	第1号	特別養護老人ホーム みどりの森	並木 恭之		
	第1号	公設宮代福祉医療センター 六花	嶋原 和恵		
	第1号	グランビューさくらそう	今西 和市		
	第1号	ひだまりの家宮代	斉藤 博之		
	第1号	もみの木	久保 貴義		
	第1号	わたぼうし	佐藤 康子		
	第1号	はーとびあ	新田 友子		
	第1号	ケアタウン宮代	伊東 博幸		
	その他町長が特に必要と認めた者	第1号	宮代町人権擁護委員	田口 孝雄	障害者福祉部会
		第1号	身体障害者相談員	松浦さち代	
		第1号	知的障害者相談員	吉田 千佐	
		第1号	埼玉北障害者生活支援センターきらら	山路 久彦	
		第1号	埼玉北障害者生活支援センターきらら	桜井 裕行	
		第1号	埼玉北障がい者生活支援センターふれんだむ	吉澤久美子	
第4号		宮代町医師会	鈴木 仁志	高齢者福祉部会	
第4号	宮代町歯科医師会	村本 清信			
第4号	宮代町薬剤師会	荒木 智子			
関係行政機関に属する者	第3号	埼玉県越谷児童相談所	萬燈 章雄	障害者福祉部会	
	第3号	埼玉県立春日部特別支援学校	小林 直紀		
	第3号	春日部公共職業安定所	平岡 行光		
	第3号	埼玉県立宮代特別支援学校	足立 有司		
公募による市民	第2号	一般公募	鈴木 統	障害者福祉部会	
	第2号	一般公募	馬場 恭子		
	第2号	一般公募	伊藤 敏子	高齢者福祉部会	
	第2号	一般公募	小野 晶子		
	第2号	一般公募	田部 要子		



2-2 みやしろ健康福祉プラン策定委員会委員

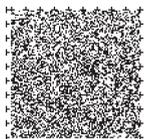
	所属課等	職名	氏名
1	総務政策課	課長	折原正英
2	町民生活課	課長	瀧口郁生
3	福祉課	課長	齋藤和浩
4	保険健康課	課長	岡村和男
5	産業観光課	課長	新井康之
6	議会事務局	事務局長	吉岡勇一郎
7	まちづくり建設課	課長	横溝秀武
8	教育推進課	課長	渡辺和夫
9	会計室	会計管理者	渋谷龍弘

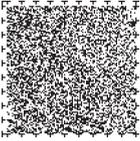


3

障がい福祉計画策定経過

年月日	会議等	内容等
平成23年 1月14日 ～2月4日	障がい福祉に関するアンケート調査の実施	○身体障害者手帳所持者 ○療育手帳*所持者 ○精神障害者保健福祉手帳所持者 ○自立支援医療受給者証所持者 ○特定疾患医療受給者証所持者
平成23年 3月	健康福祉プラン団体等ヒアリング調査の実施	○6団体に実施（ほか4団体は東日本大震災のため中止）
平成26年 6月9日	平成26年度第1回みやしろ健康福祉事業運営委員会障害者福祉部会	○平成26年度みやしろ健康福祉プラン（障がい者基本計画・障がい福祉計画）中間評価について ○第4期障がい福祉計画における実績及び目標設定について ○みやしろ健康福祉運営委員会（高齢・障害部会）作業スケジュールについて
平成26年 12月15日	平成26年度第2回みやしろ健康福祉事業運営委員会障害者福祉部会	○みやしろ健康福祉プランー障がい者基本計画・障がい福祉計画ー重点事業進行管理評価表（平成26年度中間表）について ○第4期障がい福祉計画における実績及び目標設定について
平成27年 1月19日	平成26年度第3回みやしろ健康福祉事業運営委員会障害者福祉部会	○第4期障がい福祉計画（案）について
平成27年 1月21日 ～2月9日	パブリックコメントの実施	《意見なし》
平成27年 2月10日	平成26年度第1回みやしろ健康福祉事業運営委員会（全体会）	○第4期障がい福祉計画（案）について ○第6期高齢者福祉計画（案）について





4 用語解説

あ

行

語句	解説
音声・言語障がい	音声・言語・そしゃくの機能障がいを有している状態。

か

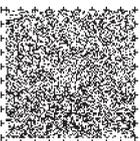
行

語句	解説
グループホーム (共同生活援助)	地域社会の中で共同生活を営むことを希望する知的障がい者及び精神障がい者に対し、世話人（キーパー）による食事の提供等日常生活の援助を行うことにより、障がい者の自立と地域生活を支援する生活の場所をいう。
ケアマネジメント	利用者それぞれのニーズにあわせ、適切かつ効果的なサービスを提供するために各種サービスを調整することをいう。

さ

行

語句	解説
肢体不自由	上肢・下肢・体幹の機能や運動の障がいを有している状態。
障害者週間	12月3日から9日の期間において、国民の障がい者福祉に対する関心と理解を深めるとともに、障がい者自らの社会参加への意欲を高めるため設けられた、さまざまな啓発活動が実施されている。
ショートステイ (短期入所)	障がい者の介護を行う家族等の病気やその他の理由により、介護を受けることができない場合に障がい者が短期間、施設等で必要なサービス等を利用する事業。
小児慢性特定疾患 医療給付	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患にかかって治療している児童を対象として、医療給付を行っている。
成年後見制度	知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。



た

行

語句	解説
地域自立支援協議会	保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯すべての場面において、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場。
特定疾患医療給付	原因不明、治療方法が未確立で、症例が少ないために全国的規模での研究が必要な疾患をいう。現在、特定疾患は121疾患あり、うち厚生労働省が指定する45疾患と、埼玉県単独指定の7疾患の医療費は公費負担助成の対象。
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいに基づく種々の困難を改善・克服するために「自立活動」という特別の指導療育が設けられている施設。従来の養護学校がこれにあたり、法改正により宮代養護学校や春日部養護学校がそれぞれ特別支援学校の指定を受けている。

な

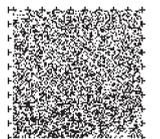
行

語句	解説
難病	原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病。

は

行

語句	解説
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した環境づくりの考え方。また、障がい者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーと捉えられている。



や

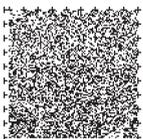
行

語句	解説
要約筆記者	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達する。所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。
4市2町	相談支援事業、地域自立支援協議会等の事業を広域事業として実施している。構成市町は、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町である。

ら

行

語句	解説
ライフステージ	個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。
療育手帳	一定以上の障がいがある人に対し申請に基づき障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事（政令市長）が交付するもの。



みやしろ健康福祉プラン — 障がい者編 —

第4期障がい福祉計画

発行日：平成27年3月

発行：宮代町

〒345-8504

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1

TEL 0480-34-1111 (代)

FAX 0480-34-3396

URL <http://www.town.miyashiro.saitama.jp>

企画・編集：宮代町福祉課 障がい者福祉担当

